

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

1 日時 平成28年11月24日（木）15:12～15:30

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

小林 浩史 経済産業省中小企業庁金融課長

重力 芳雄 経済産業省中小企業庁金融課課長補佐

茂木 高志 経済産業省中小企業庁金融課課長補佐

#### <提案者>

大槻 文博 仙台市まちづくり政策局長

中野 賀枝子 仙台市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト推進課長

杉田 剛 仙台市経済局産業政策部地域産業支援課長

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 一般社団法人・財団法人への中小企業融資制度の対象拡充

3 閉会

---

○藤原審議官 では、国家戦略特区ワーキンググループを再開いたしますけれども、仙台市からの御要望でございまして、一般社団・財団法人に対して、これはNPOに対しては制度融資の拡充が昨年施行された法律の中でもなされたのだけれども、さらなる拡充というのも一定の社会的意義があるのではないか、特区においてそういった措置を、ということでお話をいただきました。おそらく書類のほうもお投げしておりますので、御覧になつていただいていると思いますけれども、その点につきまして、仙台市の方々にもお出でいただいた上で、今日は中小企業庁にも来ていただきましたので、御議論を進めていただ

ければと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございました。

それでは、早速、中小企業庁の御説明をお願いしたいと思います。

○小林課長 仙台市からこちらの紙ということでございますね。分かりました。

御趣旨は、一般社団・財団法人も含めて信用保険法の対象にならないかということで認識してございます。

お配りしている紙が、パワーポイントの紙でございますけれども、1枚おめくりいただきまして、信用補完制度の概要ということで1ページ目に書いてございますが、中小企業の信用力が足りない場合に金融機関からお金を借りる際に、各県に基本的に一つずつ保証協会がございまして、そこに保証料を払って、その中小企業がお金を返せない場合には保証協会が金融機関に代位弁済するというスキームでございまして、その保証協会の後ろに、簡単に言えば再保険という形で、日本政策金融公庫が概ね80%を信用保険なるものを掛けているということでございまして、この保険料は基本的には全国の保証料を使って賄い、足りない場合には国費が入っているということでございます。

この信用保証協会の保証でございますが、必ずしも再保険的な日本政策金融公庫の保険がなければできないというものではございません。実際に保険なしで保証しているものは、各県の協会のオリジナルでやっているものがございます。そういう状態なので、自治体との関係も色々ございまして、ここでは一部地域によって損失補償と書いてありますが、こういう場合には損失補償するよ、こういう場合にはこのぐらいの割合にするよというのは色々バリエーションがございますので、今回のものもちょっとお話を聞きながらではございますが、まずもって私ども、これは規制ではございませんので、宮城県には一つ、宮城県信用保証協会がございますので、そこと自治体のほうでお話が色々できて、その証書みたいなものがあれば、いつでも始めることができるというものではございます。これが一つ、ファクトでございます。

その上で、2ページで、信用保険という再保険のようなものを付けることができる事業者については、信用保険法2条という法律の中で列挙しております、ここに書いてあるように、いわゆる株式会社とか会社法上の会社、個人、組合の形態がございまして、最後にNPO法人ということで、ここは先ほども御紹介がありました、法改正を前の前の通常国会でやりまして、昨年の10月から対象になってございます。

このとき、NPO法人をなぜ対象にしたのか。それは他の法人も色々あるわけでございまして、社福とか、学校法人とか、今日の一般財団とかも含めてあるわけでございますが、これは全国的にニーズがどのぐらいあるかというようなところで、NPO法人については事業性があって、中小企業とほぼ同じようなことをやっているところも結構あるなということでもって、対象にさせていただいた次第でございます。

そのとき、もちろん、他の一般財団とか社団も含めてどうしようかという議論もあった

わけでございますが、このニーズについては、あまり私どものほうでは大きなニーズが出てこなかつたというところでございます。少し付言すれば、社団とか財団の中には親睦会的なところだつたり色々ございますので、そういうところを踏まえると、これは中小企業政策としてどういうところまでそのリソースを張っていくかという政策論ということだと理解しております、そういう判断の中から前回の法改正でNPO法人までにしていたということでございます。

とりあえず、私からは以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

今の御説明、社団を除外した理由というのが随分明快になったと思うのですが、仙台市は一般社団法人全部をということではなくて、非常に限定した形で、保険・福祉・医療、子どもの健全育成、まちづくり、環境等を解決するためのというものですね。そこが範囲であると。

元来の目的からとしては、「女性活躍・社会起業」の改革拠点として、今、国家戦略特区に指定されているのだから、その線に沿った社会起業家の支援をしたいというので、親睦会的なものは一切排除したいという気持ちだと思うのですが、これについてはどうお考えでしょうか。

○小林課長 親睦会みたいなものは外すということにおいては、きっとそういうことをやられるのだろうなと認識しております。

私のほうから少し教えていただきたいのは、まず、これはどのぐらいニーズというのを把握されているかということでございまして、宮城県の保証協会のほうに私のほうから聞きますと、彼らのところに相談が非常に来ているかというと、ないということでありましたので、その辺のところはまず、どういう感じでございましょうか。

○中野課長 一般社団法人から仙台市のはうには、年間数件ほどかと思うのですけれども、問合せ自体はあるということで、現状として、年によってその件数は変動するのですけれども、今回、複数の一般社団法人にヒアリングをしたところ、これに関してはニーズがあるという認識を持っております。

○小林課長 あとは、先ほども御説明申し上げましたが、例えば、宮城県の保証協会と仙台市のはうでお話しをして、その損失補償をいくばくか仙台市のはうで、これは事故にならなければ発動しないお金でございますが、やられるようなことを御相談いただいて、やるという手もあるのではないか。そういうことを実際に色んなパターンでやっている県もあるわけでございますが、そういうことについてはいかようにお考えでございましょうか。

○杉田課長 そういう協議は現時点ではまだしていないのですが、我々としては、震災を機にさまざまな団体が震災復興の取組をしている中で、NPO法人と同じく一般社団もさまざまな活動をしています。昨年度、NPO法人がこの信用保証の対象になったということで、そのNPO法人と一般社団を分ける合理的な理由というのはそんなではないかと思つ

ていまして、できれば、個別協議という方法も手法としてあると思うのですが、NPO法人と同じような枠組みに位置付けていただければという趣旨でございます。

○小林課長 仙台市のほうでニーズを把握されているというのは一定程度理解いたしました。

あと、全国でそういうニーズが上がってきてているかどうかということについては、私どもは2年前に議論して、調査したところでは、あまりそういうニーズが少なくて、もちろんゼロではありません。程度論なわけですけれども、そういったときに、仮に、信用保険、再保険を特区について入れますよとした場合に、基本は全国の保証料でこの費用を賄っています。補填を国がすることもありますけれども、例えば、まさに事故になったときの代位弁済の費用、全国に作るための日本政策金融公庫でのシステム開発費用、こういったものがございます中で、全国に広げる制度をいきなり作っていいのかどうか。特区でやるにしても、負担を全国から集めてやってしまっていいかどうかというところは一つ議論があるのだろうなと思ってございます。

○八田座長 最初のスキームだと、その問題がないということですね。

○小林課長 それはもちろんありません。

○八田座長 それから、農業のあれは全国でやったのでしたか。

○藤原審議官 もちろん御主張はあると思いますけれども、一応特区法の規制の特例措置という形で、法律改正はいたしませんけれども、要綱を定めていただくことをもって制度改革という位置付けで、私どもの特区法に基づく措置という形で、既に養父市と新潟市、愛知県の三つ、これも自治体で県レベルで予算を取っていただいて、いくつか新潟市などにしても大きな成果が上がっております。ああいった形のものをNPO法人というところを特別に要綱を設定するのかどうか。前例で行きますと、ああいったスタイルで特区に限り認めて、きちんと要件を定めて認めるというスタイルは想定できる話だと思っています。

ですから、そういった議論が今回できるかどうか、少し議論を深めていただくとありがたいと思います。

○八田座長 最初におっしゃった理由は、普通に一般社団にすると親睦会的なものとなるから、それは全部やるのは無理ですということでした。

2番目の理由は、特区に限ると財政負担が全国になると困りますということでした。

しかし、2番目はまさに、農業のときにやったようなスキームで解決できるということですね。

○藤原審議官 新潟市なり兵庫県が積んでおります。

○八田座長 実際には宮城県で積む。しかし、他には迷惑はかけない形でやると。しかも、親睦会的なものは廃止、仙台市の元々の目的に即するものだけにするということでどうでしょうかということですね。

○小林課長 補足させていただくと、最後、藤原審議官がおっしゃったように農業の特区を三つの特区でやっておりまして、まさにそういうことで全国で再保険は使わない。

ただし、何か事故になったときのためのお金を国からも一部出す。実際、全体100%のうち国が35%、自治体のまさにやりたい特区から25%、保証協会が自分で持つのが25%ぐらいあるということで、国のほうでは当時2億円ぐらい補正予算の中でお金を積んで、お金の基金のたまりみたいなものを作って、いざというときは3県とか3市とかでできるというようなスキームでやっております。

したがって、今回も同じようなことができるかどうか。これは確かに検討するというはあるかもしれません。そのときには、仙台市のほうで同じようにいくばくかお金は出してもらうということと、多分親睦会的なものは外して、これは言っていらっしゃること。あと、規制ではないので、財政上の話に結局なってきてしまうのですね。そのところは、今日お話を聞いたので、まだ財政当局とお話が全くできていないので、そういうものができるかどうかということなのかもしれません。

○大槻局長 ちょっとよろしいですか。

○八田座長 仙台市、どうぞ。

○大槻局長 今、財政的な話が出ましたので、私どものほうもある程度試算はしております。昨年度、本市で融資制度に関する代位弁済額が約14億円ございました。この政策金融公庫は80%保険ということでございますので、大体仙台市においては公庫による補填が大体10億円程度と見ております。

しかし、例えば、株式会社、有限会社の数に対しまして、今の一般社団法人の数が1.6%しかないということでございますので、仮に特区全体にこの制度を広げたとしても、国に対する財政への影響というのはそれほど大きくないのではないかと考えております。

○小林課長 おっしゃるとおり、全体の中では小さな数字だということは確かだと思います。あとは、筋論ということだと思っていて、1地域、特区も大事だと思っておりますが、そのものを全国の中小企業から入れていいかということと、システムを作るにはやはり全体になってしまふので、その兼ね合いになってくると思いますので、その中でどういうバランスを取って、まさに仙台市がやろうとしていただいていることをお手伝いできるのかどうかということかと思います。

したがって、全く国のかなり金みたいなものなしにやるのは多分いつでも相談いただけてできると思うし、それ以外の農業パターンみたいなものはできるのかどうかということは、そういう方向を考えていくとすれば、だいぶ少し関係者と協議をしてやってみないと分からぬという感じでございます。ただ、前例としてあるということはおっしゃるとおりでございます。

○八田座長 それは、一つはここが女性の市長で、女性活躍の場としてのものを作ったということで、今の内閣の方針にも合うと思うし、それから、これだけ色々と一般社団法人が近年出来たというのは、やはり震災のことが仙台市の場合には影響していると思うのです。

ですから、そういう特殊な事情もあると思いますので、ある意味では特区にふさわしい

状況ではないかと思いますので、是非御検討いただければと思います。

○藤原審議官 今の補足をさらにさせていただくと、仙台市のほうからお話をあったかもしませんけれども、こういった非営利法人が社会的な事業をすることについて、特に震災との関係で、仙台市が発案し、法律改正をした措置で、NPO法人の設立の手続の迅速化というのがあります。これはまさに2カ月かかっていた事業計画の公告縦覧期間を2週間にするというNPO法人法の一部改正を特区法でさせていただきました。NPO法人なり社団法人を含めた非営利、現実にあそこに色々な震災復興の関係で非営利法人がたくさん出来ているという中で、こういった事業を少しでも間接金融で後押しできないかという問題意識だと思いますので、こういった制度面、手続面でのさらなる簡素化というのを後押ししていただくことは、有意義な話につながり得ると思っていますので、是非御検討いただきたいと思います。

○八田座長 それでは、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

よろしく御検討をお願いします。

○小林課長 少しそこは。

○藤原審議官 財政の話も含めて色々あると思いますので。

○小林課長 あと、財政ということになると、タイミングですね。

○藤原審議官 補正予算とかそういう話でも以前から御対応いただいているので、こういった議論が当面ないとすれば、当然、時期はまだ先の可能性もあるわけなので、ただ、こういった議論を少なくともコミットしていただく。次の予算措置との関係でどうするかというところも含めて、前向きに御検討いただくとありがたいと思っております。

○八田座長 どうもありがとうございました。